

通所リハビリテーションの利用者負担額（3割負担者）

1. 保険給付の自己負担額 ※要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

通所リハビリテーションの利用者負担額（1日あたり）

1時間以上 2時間未満	要介護 1	954円	2時間以上 3時間未満	要介護 1	996円
	要介護 2	1044円		要介護 2	1158円
	要介護 3	1125円		要介護 3	1317円
	要介護 4	1212円		要介護 4	1479円
	要介護 5	1296円		要介護 5	1641円
3時間以上 4時間未満 ③リハ提供体制加算： 12円	要介護 1	1284円	4時間以上 5時間未満 ③リハ提供体制加算： 16円	要介護 1	1446円
	要介護 2	1509円		要介護 2	1698円
	要介護 3	1728円		要介護 3	1944円
	要介護 4	2007円		要介護 4	2259円
	要介護 5	2289円		要介護 5	2571円
5時間以上 6時間未満 ③リハ提供体制加算： 20円	要介護 1	1620円	6時間以上 7時間未満 ③リハ提供体制加算： 24円	要介護 1	1887円
	要介護 2	1938円		要介護 2	2262円
	要介護 3	2250円		要介護 3	2622円
	要介護 4	2622円		要介護 4	3057円
	要介護 5	2988円		要介護 5	3483円
7時間以上 8時間未満 ③リハ提供体制加算： 28円	要介護 1	2001円			
	要介護 2	2391円			
	要介護 3	2781円			
	要介護 4	3240円			
	要介護 5	3693円			

体制加算	① サービス提供 体制強化加算	54円	介護職員の内、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合
	② 理学療法士等 体制強化加算	90円	専従する常勤の理学・作業療法士又は言語聴覚士を2名以上配置されている場合(1時間以上2時間未満)
	③ リハビリテーション 提供体制加算	36～84円	常時、理学・作業療法士又は言語聴覚士の合計数が利用者25名ごとに1名以上配置されている場合
	④ 中重度者ケア体制加算	60円	指定居宅サービス基準の人員に加え看護師又は介護職員を1名以上配置、要介護3以上が30%以上、時間帯を通じて看護職員を1名以上配置している場合

通所リハビリテーションの加算対象額（1日あたり）

※『1. 保険給付の自己負担額』に加算されます。

リハビリマネジメント加算	加算（Ⅰ）		990円/月	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画書を作成する場合。（1月4回以上利用の場合）
	加算（Ⅱ）	利用開始から6ヶ月以内	2550円/月	加算（Ⅰ）に加え、1月に1回以上リハビリテーション会議を行い、利用者の居宅を訪問し、介護の工夫点などの助言を行った場合。
		6ヶ月超え	1590円/月	加算（Ⅰ）に加え、3月に1回以上リハビリテーション会議を行い、利用者の居宅を訪問し、介護の工夫点などの助言を行った場合。
	加算（Ⅲ）	利用開始から6ヶ月以内	3360円/月	加算（Ⅱ）に加え、通所リハビリテーション計画を医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得た場合。
		6ヶ月超え	2400円/月	加算（Ⅱ）に加え、通所リハビリテーション計画を医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得た場合。
	加算（Ⅳ）	利用開始から6ヶ月以内	3660円/月	加算（Ⅲ）に加え、通所リハビリテーション計画等に関するデータを厚生労働省に提出した場合。
		6ヶ月超え	2700円/月	加算（Ⅲ）に加え、通所リハビリテーション計画等に関するデータを厚生労働省に提出した場合。
	延長加算	8時間以上9時間未満		150円/日
9時間以上10時間未満		300円/日		
入浴介助加算			150円/日	入浴をご利用される場合。
短期集中個別リハビリテーション加算		3ヶ月以内	330円/日	医師の指示に基づき、理学・作業療法士等が集中的に個別リハビリテーションを3月以内に行った場合。
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）		3ヶ月以内	720円/日	医師の指示に基づき、理学・作業療法士等が3月以内に限り、1週間に2日を限度として、1日20分以上のリハビリテーションを行った場合。短期集中個別リハビリテーション加算及び生活行為向上リハビリテーション加算との併用できない。
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）		3ヶ月以内	5760円/月	1月に4回以上リハビリを行い、通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上を行う。
生活行為向上リハビリテーション実施加算		3ヶ月以内	6000円/月	日常生活の向上や地域交流への参加など具体的な目標を立て、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の能力の向上に向けて支援をおこなった場合。短期集中個別リハビリテーション加算及び認知症短期集中リハビリテーション加算との併用はできない。
		3ヶ月超え6ヶ月以内	3000円/月	
生活行為向上リハビリテーション実施加算			-15%	生活行為向上リハビリテーションを受けた利用者が、6ヶ月を越えて利用を継続した場合、向こう6ヶ月間、基本料から減算する。
栄養改善加算			450円/回	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理。
栄養スクリーニング加算			15円/回	利用開始時及び6月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供した場合。
口腔機能向上加算			450円/回	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施
重度療養管理加算			300円/日	要介護3、要介護4又は5の利用者に対し喀痰吸引や経管栄養などの厚生労働大臣が定める状態にある方に計画的な医学的管理のもと、サービスを行った場合。（1日につき）
事業所と同一建物に居住する方の減算			-282円/日	事業所と同一建物に居住する方が利用する場合
送迎を行わない場合			-141円	送迎を行わなかった場合（片道につき）

介護予防通所リハビリテーションの自己負担額（1月あたり）

要支援1	5163円	サービス利用の目安としては、週1回程度となります。
要支援2	10902円	サービス利用の目安としては、週2回程度となります。

体制加算	①サービス提供体制強化加算	要支援1	216円	介護職員の内、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合
		要支援2	432円	

介護予防通所リハビリテーションの加算対象額（1月あたり）

リハビリマネジメント加算		990円	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画書を作成する場合。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	3ヶ月以内	2700円	日常生活の向上や地域交流への参加など、具体的な目標を立て、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の能力の向上に向けて支援をおこなった場合。
	3ヶ月超え6ヶ月以内	1350円	
生活行為向上リハビリテーション実施継続		-15%	生活行為向上リハビリテーションを受けた利用者が、6ヶ月を越えて利用を継続した場合、向こう6ヶ月間、基本料から減算する。
運動器機能向上加算		675円	理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、利用開始時にご利用者さまの運動器の機能を把握し、医師・看護師・介護職員等の職種と共同して運動器の機能向上計画を作成し、リハビリテーションを行った場合。
栄養改善加算		450円	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理。
栄養スクリーニング加算		15円	利用開始時及び6月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供した場合。
口腔機能向上加算		450円	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施。
選択的サービス複数実施加算Ⅰ		1440円	上記3種類の選択サービスのうち、2種類のサービスを月2回以上行っている。
選択的サービス複数実施加算Ⅱ		2100円	上記3種類の選択サービスのうち、3種類のサービスを月2回以上行っている。
事業所評価加算		360円	運動器機能向上サービスを利用し、要支援状態区分の維持又は改善者数が70%以上であった場合。
事業所と同一建物に居住する方の減算	要支援1	-1128円	事業所と同一建物に居住する方が利用する場合
	要支援2	-2256円	

通所リハビリ・介護予防通所リハビリ両方にかかる加算

介護職員処遇改善加算	4.7%	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員の処遇に対する改善を行った場合。
介護職員等特定処遇改善加算	2.0%	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の処遇に対する改善を行った場合。

2. 利用料金

食事	600円	施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
日用品費	200円/日	石鹸・シャンプー・ティッシュ・おしぼり・歯ブラシ等の費用
尿取り	50円	利用者の身体の状態により、おむつの利用が必要な時に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。（1枚あたり）
テープ止め	110円	
リハビリパンツM	180円	
リハビリパンツL	200円	
行事費	実 費	小旅行や観劇等の費用、講師を招いて実施する教室等に参加された場合に材料費等をお支払いいただく場合がございます。（その都度、お知らせいたします）
健康管理費	インフルエンザ予防接種に係る費用で、希望された場合にお支払いいただきます。 ※市町村により費用が異なります。接種券のない方は実費で3000円となります。	
その他費用	個人が使用する機器等に関わる費用（電気代等） ※診断書等の文書の発行に係る費用は、利用料として徴収いたします。	
基本時間外 施設利用料	100円	通所リハビリテーション終了後でもご利用される場合にお支払いいただきます。 （30分ごと） ※通所リハビリテーションのみ

3. ご持参して頂くもの

- ・着替え（入浴用 ほか必要に応じて）
- ・昼食後の内服薬、入浴後の塗り薬や貼り薬など必要に応じて。

※現金や食品の持ち込みはご遠慮願います。